

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 渡邊 敬明

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名等：(使用済) 人員輸送車2号 (マイクロバス)
- (2) 規格・数量：内訳書のとおり
- (3) 代金納付期限：令和5年2月28日(火)
- (4) 引取期限：代金納付日から5日以内 (令和5年2月28日までに搬出)
- (5) 引渡場所：陸上自衛隊相浦駐屯地

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受け」C等級以上を有する者及び自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (8) 現物を確認した者であること。

3 契約条項・入札等参加者心得を示す場所：陸上自衛隊相浦駐屯地第363会計隊契約班、西部方面会計隊ホームページ

4 入札説明会：実施しない。(ただし、現物確認については個別に対応する。)

5 競争入札の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊相浦駐屯地第363会計隊 入札室
- (2) 日 時：令和4年12月20日(火) 13時30分

6 落札決定方法

総額(消費税込み)が、当隊所定の予定価格を超えた最高額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札金額が同額で2人以上の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。

7 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、落札金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者等が判明し難いもの。
- (3) 電話・電報・FAXによる入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合

9 契約書等の作成

特に示された場合を除き落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。

契約書には、「中古品の売払いに関する特約条項」を付するものとする。

10 公告掲示場所

西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsd/f/wae/>)、陸上自衛隊相浦駐屯地、大村駐屯地、竹松駐屯地、海上自衛隊佐世保地方総監部、佐世保商工会議所

11 入札書に関する事項

- (1) 入札等参加者心得を確認した上で入札書に「(当社、私、当団体) は入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。
- (2) 入札書は消費税込みの金額を記入すること。

12 その他

- (1) 入札参加を希望する者は、令和4年12月14日(水)15時00分までに資格審査結果通知書(全省庁統一資格)(写)及び自動車リサイクル法に基づく各都道府県等引取業者登録・許可証(写)を提出(FAX可)すること。
- (2) 入札日時以前に入札書を郵便(書留)により提出する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目に封緘し、その封筒の表に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「(入札日時及び入札件名)入札書在中」と朱書きして令和4年12月19日(月)17時00分までに必着となるよう「書留」により送達すること。この際、送達した旨の連絡を担当者へ行うこと。
- (3) 不調となり再度入札を行う場合については別途日時を指定
- (4) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (5) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (6) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (7) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (8) 現物確認については、14項に連絡し日程調整すること。
- (9) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となります。
- (10) リサイクル料金の預託状況については参加申請者に対して通知する。
- (11) リサイクル券は、車両と同時に引き渡すため、入札価格にリサイクル料金を加算すること。

13 入札に関する問い合わせ先

〒858-8555

長崎県佐世保市大瀬町678番地

陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊契約班 担当：木蜜

TEL 0956-47-2166 (内線2887) FAX 0956-47-2166 (内線2344)

14 内訳書の内容及び現物確認に関する問い合わせ先

陸上自衛隊相浦駐屯地業務隊管理科輸送班 担当：石橋 (内線2318)